

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年7月4日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第34号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。